

国の「酷暑乗り切り緊急支援(電気・ガス料金支援)」による 電気料金の値引きについて

株式会社ジャパネットサービスイノベーション(以下「弊社」)は、国(経済産業省)の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」(以下「本事業」)に基づき、電気料金の値引きを行いますのでお知らせします。
この値引きの適用にあたり、お客様ご自身でのお手続きやお申込は不要です。

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

電気料金について、国が定めた値引き単価によりお客様のご使用量に応じて値引きを行います。

2. 適用期間

2024年8月使用分(9月検針分)~2024年10月使用分(11月検針分)

(実際にお客様にご請求するタイミングはお支払い方法により異なります)

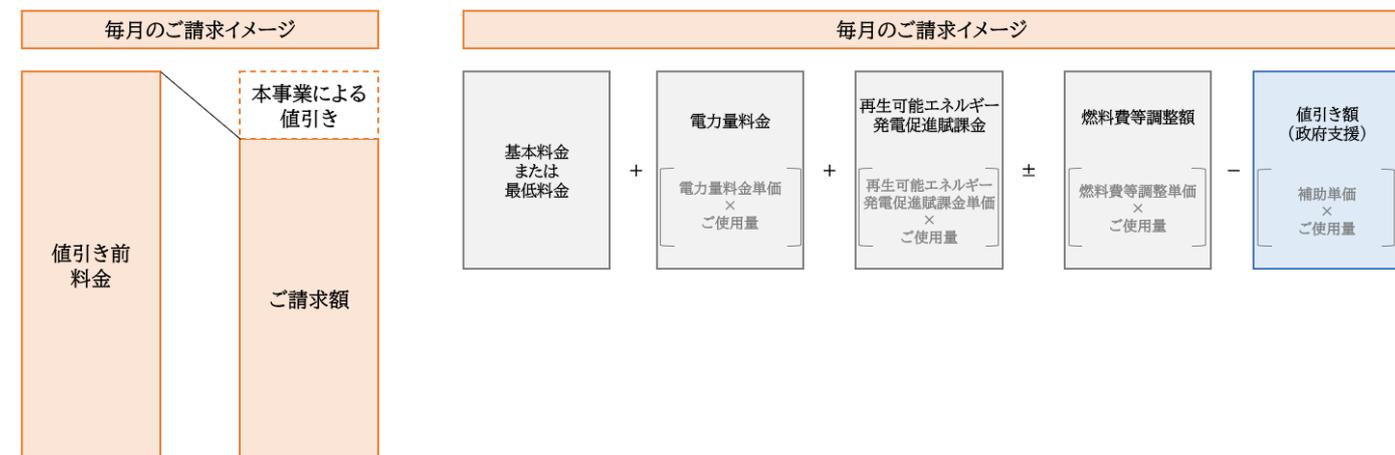
3. 国が定める値引き単価

	電気料金	
	(8月使用 9月検針分~9月使用 10月検針分)	(10月使用 11月検針分)
低圧	4.0 円/kWh	2.5 円/ kWh

4. 値引き方法

国が定める値引き単価を使用料に応じて差し引き、電気料金を算定します。

値引きのイメージ図は下記をご覧ください。



■お問い合わせ先

ジャパネットでんきカスタマーサポート

【電話番号】0120-441-230(9時~21時)